

## 〈分担型〉

### 共同研究契約書

国立大学法人北見工業大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

#### （定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
  - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
  - 三 種苗法に規定する専用利用権
  - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
  - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
  - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第2項記載の者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第2項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

#### （共同研究の題目等）

第2条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1) 研究題目

○○○○○○○○

(2) 研究目的及び内容

○○○○○○○○

(3) 研究分担（別表第1のとおり）

(4) 研究実施場所

国立大学法人北見工業大学及び○○○○

（研究期間）

第3条 本共同研究の研究期間は、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までとする。

（共同研究に従事する者）

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知し、相手方の書面による承諾を得るものとする。

（実績報告書の作成）

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を取りまとめるものとする。

（ノウハウの指定）

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる研究経費を負担するものとし、共同研究に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 甲は、甲の施設・設備を本共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

二 乙は、本共同研究遂行のために、前号により甲が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備備品費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。

三 甲は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担できるものとする。

（研究経費の納入）

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納入期限までに納入しなければならない。

2 乙は所定の納入期限までに前項に規定する研究経費を納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

（経理）

第9条 前条第1項の規定により納入された研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本

契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第 10 条 別表第 2 に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。  
2 別表第 3 に掲げる研究経費により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第 11 条 甲及び乙は、別表第 4 及び第 5 に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第 4 に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその管理にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止、期間の延長、計画内容の変更)

第 12 条 甲乙の何れにも責を帰せられない天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。  
2 共同研究開始後、共同研究の進展状況により研究計画を変更する必要がある場合は、その変更内容に応じた契約を締結するものとする。ただし、甲乙との協議により、契約変更の必要がないと判断された場合には、この限りでない。  
(これら研究の中止、期間の延長、計画内容の変更を「中止等」という。)

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第 13 条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究が中止等の状況となった場合において、第 8 条第 1 項の規定により納入された直接経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。  
2 甲は、研究期間の延長又は計画内容の変更により、第 8 条第 1 項の規定により納入された研究経費の額に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費の全部又は一部を負担しなければならない。  
3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第 11 条第 2 項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第 14 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。  
2 甲又は乙は、それぞれに属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、それぞれに単独帰属とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権出願等の前にあらかじめ乙又は甲の文書による確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。  
3 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。

(外国出願)

第 15 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を希望する場合、日本出願後 5 ヶ月以内に相手方に通知するものとし、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

（甲に単独帰属する知的財産権その 1）

第 16 条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第 14 条第 2 項の規定により甲に単独帰属したときは、乙に対し、その知的財産権につき次に掲げるものの一つを選択させるものとする。

- 一 知的財産権の譲渡
- 二 専用実施権等の付与
- 三 通常実施権の付与
- 四 設定登録時まで選択を保留

2 甲及び乙は、乙が前項第一号を選択したときは、別に定める譲渡契約を締結する。

3 甲及び乙は、乙が第 1 項第二号を選択したときは、別に定める専用実施権等付与の予約契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は乙の負担とする。

4 甲及び乙は、乙が第 1 項第三号を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

5 甲は、乙が第 1 項第四号を選択したときでも、甲に単独帰属する知的財産権を設定登録時以前に、自由に第三者に譲渡し又は実施権を付与することができるものとする。

6 甲は、乙が第 1 項第三号又は第四号を選択したときでも、甲に単独帰属する知的財産権を第三者に譲渡し又は実施権を付与するときは、乙にあらかじめ通知をし、乙が希望する場合乙と協議しなければならない。

（甲に単独帰属する知的財産権その 2）

第 17 条 甲は、第 14 条第 2 項により甲に単独帰属する知的財産権が設定登録されたときは、乙に対し、その知的財産権につき、次に掲げるものの一つを選択させるものとする（乙が前条第 1 項第 1 号を選択した場合を除く。）。

- 一 知的財産権の譲渡
- 二 専用実施権等の付与
- 三 通常実施権の付与
- 四 実施権の付与不要

2 甲及び乙は、乙が前項第一号を選択したときは、別に定める譲渡契約を締結する。

3 甲及び乙は、乙が第 1 項第二号を選択したときは、必要に応じ別に定める独占実施権付与契約又は専用実施権設定契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することが出来ないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用は乙の負担とする。

4 甲及び乙は、乙が第 1 項第三号を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

5 甲は、乙が第 1 項第三号又は第四号を選択したときでも、甲に単独帰属する知的財産権を第三者に譲渡又は実施権を付与するときは、乙にあらかじめ通知をし、乙が希望する場合乙と協議しなければならない。

（共有に係る知的財産権）

第 18 条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第 14 条第 3 項により甲が乙と共有することとなったときは、乙に対し、その共有に係る知的財産権の持分につき、次に掲げるものの一つを選択させるものとする。

- 一 共有持分の譲渡
- 二 第三者への実施権の付与の禁止

### 三 第三者への実施権の付与の協議

### 四 第三者への実施権の付与の同意

- 2 甲及び乙は、乙が前項第一号を選択したときは、別に定める持分譲渡契約を締結する。
- 3 甲及び乙は、乙が第1項第二号を選択したときは、第14条第3項記載の共同出願等契約に、甲が第三者に実施権を付与することが出来ないことによる甲への補償及び乙が実施した場合の甲の持分に関する実施料の支払い等について定めなければならない。なお、出願等費用は乙の負担とする。
- 4 甲及び乙は、乙が第1項第三号を選択し、協議した結果乙が実施権の付与に同意しなかったときは前項を準用する。なお、協議の結果にかかわらず、出願等費用は乙の負担とする。
- 5 甲及び乙の共有に係る知的財産権を、第三者に実施させた場合の実施料は、その許諾者の如何にかかわらず当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

### (情報交換)

- 第19条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

### (秘密の保持)

- 第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の情報で秘密の指定があったものについて、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
  - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
  - 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

### (研究成果の取扱い)

- 第21条 甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し6ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を

行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。  
また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知をしなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (研究協力者の参加及び協力)

第22条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

#### (契約の解除)

第23条 甲は、乙が第8条第1項に規定する研究経費を所定の納入期限までに納入しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
  - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
  - 二 相手方が本契約に違反したとき

#### (損害賠償)

第24条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第22条、第24条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

#### (反社会的勢力の排除)

第26条 甲及び乙は、自ら（甲又は乙の役職員及び従業員を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明かつ確約し、相手方がこれに違反した場合は、催告その他の手続を要せず本契約を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、違反した相手方に損害が生じてこれを賠償する責を負わないものとする。

(協議)

第 27 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴えは、民事訴訟法第 6 条及び第 6 条の 2 に該当する場合以外は、被告の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 北海道北見市公園町 1 6 5 番地  
国立大学法人北見工業大学  
契約担当役 ○○○○○○○○ 印

(乙) ○○○○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○○○○ 印

別表第1 (第1条、第2条、第4条、第20条関係)

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	*		
乙			

(注) 研究代表者には氏名に\*印を付すこと。

別表第2 (第7条、第8条、第10条関係) 甲の施設における共同研究の研究経費

区分	研究経費
甲	円
乙	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
合計	円

(注) 甲は、乙が負担する研究経費の10%を大学支援活性化経費として拠出する。

別表第3 (第7条、第10条関係) 乙の施設における共同研究の研究経費

区分	研究経費
乙	円

別表第4 (第11条関係) 甲の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲	北見工業大学			
乙				

別表第5 (第11条関係) 乙の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
乙				